

令和6年度鶴岡市ごみ収集カレンダー広告募集要領

令和5年 8月16日制定

令和5年11月 1日改定

1 趣旨

市では毎年度、ごみ収集日程を記載したごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）を制作し、2月から3月にかけて各世帯に配布するほか、転入者等にその都度配布しています。

鶴岡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、地域産業の振興と自主財源の確保を目的に、カレンダーへの有料広告の募集を行います。

2 広告掲載枠の位置等

広告を掲載する枠の位置は、別図のとおり、カレンダー（B3判両面カラー印刷）の下段とし、表面（令和6年4月～9月）と裏面（令和6年10月～令和7年3月）に同じ広告を掲載します。

なお、市ホームページに掲載するカレンダーには、広告を掲載しません。

3 広告の申込対象者

次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 市税その他市の徴収金に滞納がある者
- (2) 広告を掲載することが適当でないと市長が認める者

4 広告掲載の基準

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、公益性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 意見広告
- (8) 個人の名刺広告
- (9) その他、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

5 広告の枠数、規格

広告は、別表の地区ごとに10枠募集し、縦4.8cm×横6.4cmのカラー印刷とします。全ての地区に広告を掲載することも可能ですが、同じ地区に掲載可能な広告は2枠までとします。

また、同じ地区に広告を2枠掲載する場合、広告枠をつなげて使用することも可能とします。その場合、広告の大きさは縦4.8cm×横13.1cm又は縦

9. 9 cm × 横 6. 4 cm となります。

6 広告の掲載料

広告の掲載料は、別表のとおり、地区ごとの制作予定部数に応じ、1 枠 3, 0 0 0 円～1 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

7 申込方法等

広告の掲載を申し込まれる場合は、鶴岡市広告掲載申込書（要綱様式第 1 号）に、ごみ収集カレンダー申込区分等記載表（様式第 1 号）及び掲載しようとする広告案を添えて、令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）までにお申し込みください。

正式な申込みの前に、電話での仮予約を行うことも可能です。

なお、必要に応じて、広告の内容等について問い合わせを行う場合があります。

8 掲載決定の手続き

申し込みいただいた内容について審査を行い、掲載の可否については鶴岡市広告掲載決定通知書（要綱様式第 2 号）又は鶴岡市広告不掲載決定通知書（要綱様式第 3 号）により通知します。

応募者数が広告の枠数を超える場合は、先着順により広告の掲載者（以下「広告主」という。）を決定します。

9 広告原稿の作成及び提出

広告の原稿を自己の負担により作成のうえ、J P E G 形式、P D F 形式、W o r d 形式、E x c e l 形式又は P o w e r P o i n t 形式で、令和 5 年 1 2 月 1 4 日（木）までにご提出ください。

なお、広告の内容が第 4 項の掲載基準に抵触している場合や、法令等に違反しているかのような誤解を与える場合は、広告の修正をお願いすることがあります。

10 広告の配置及び校正

広告の配置については、市で決定するものとします。

また、広告原稿提出後、原則として 1 回のみ校正を行います。

11 広告掲載料

掲載決定通知書に同封される納付書を使用し、令和 5 年 1 1 月 1 7 日（金）までに広告掲載料を納付してください。

ただし、令和 5 年 1 1 月 1 日（水）以降に掲載決定がなされた場合については、令和 5 年 1 2 月 1 4 日（木）までに広告掲載料を納付してください。

12 その他

（1）広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

（2）広告を掲載する権利を第三者へ譲渡又は貸付することはできません。

（3）広告掲載の決定後、自己都合により掲載を取り下げる場合は、令和 5 年 1 2 月

14日（木）までに申し出てください。掲載料の納付後に広告の掲載を取り下げた場合は、原則として掲載料の還付はできません。

（4）期日までに原稿の提出や掲載料の納付がない場合などは、広告の掲載を取り消すことがあります。

13 問合せ・申込み先

鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係

〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目13番6号

電話：0235-22-2848 FAX：0235-22-2879

E-mail：haikibutsu@city.tsuruoka.yamagata.jp

令和6年度 (2024年度) **鶴岡市ごみ収集カレンダー** ○○地域 (4月～9月)

ごみの分け方・出し方等の情報

ごみの分け方・出し方等の情報	令和6年4月	令和6年5月	ごみの分け方・出し方等の情報
	令和6年6月	令和6年7月	
	令和6年8月	令和6年9月	

ごみの分け方・出し方等の情報

【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm
【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm	【広告】 ・縦4.8cm ・横6.4cm

※裏面は、同じ配置で令和6年10月～令和7年3月のカレンダーを掲載します。

(広告は表面と同じものを掲載します。)

※広告の掲載場所以外のレイアウトは、現在検討中のものであり、制作の過程で変更する場合があります。

【別表】広告の枠数、規格及び掲載料

区分	カレンダー名称・配布地域	制作部数	枠数・規格	掲載料(1枠)
①第1学区	第1学区	5,450部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	9,000円
②第2学区	第2学区	4,700部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	8,000円
③第3学区ほか	第3学区、大山1丁目、2丁目(一部)、友江町、平成町	9,350部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	15,000円
④第4学区	第4学区	5,100部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	9,000円
⑤第5学区	第5学区	5,200部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	9,000円
⑥第6学区ほか	第6学区、平京田、湯田川、藤沢、加茂	7,500部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	13,000円
⑦鶴岡郊外地域	斎、黄金、栄、上郷	2,600部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	15,000円
	大泉、谷地田、京田、田川、三瀬、小堅、由良、油戸、大山郊外、西郷	4,100部		
	大山2丁目(一部)・3丁目、馬町	1,400部		
	湯野浜、七窪、松並町	1,300部		
	計	9,400部		
⑧藤島地域	藤島(藤島・長沼)	2,100部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	6,000円
	藤島(東栄・八栄島・渡前)	1,400部		
	計	3,500部		
⑨羽黒地域	羽黒	2,600部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	4,000円
⑩榎引地域	榎引地区	2,350部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	4,000円
⑪朝日地域	朝日(熊出・岩本)	430部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	3,000円
	朝日(大針・本郷)	400部		
	朝日(大網・名川)	460部		
	朝日(大鳥・大泉)	280部		
	計	1,570部		
⑫温海地域	温海(暮坪・五十川・山五十川・戸沢)	650部	10枠(縦4.8cm、横6.4cm)	5,000円
	温海(温海・湯温海・一霞)	960部		
	温海(大岩川・榎代・小国・福栄)	720部		
	温海(鼠ヶ関・鍋倉・小名部・早田・小岩川)	950部		
	計	3,280部		
合 計		60,000部	120枠	

※地域ごとに各世帯に配布するほか、市役所各庁舎や各地域コミュニティセンター等で、転入者等に配布します。

※今後の各地域の人口の変化等により、制作部数を一部変更する場合があります。

※掲載料には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第1号（第7項関係）

ごみ収集カレンダー申込区分等記載表

申込者名： _____

1. 広告の掲載を申し込む区分等

(ア)申込希望区分	(イ)申込希望枠数	(ウ)広告枠の結合	(エ)1枠当たり 掲載料（税込）	(オ)掲載料 （イ×エ）
①第1学区	枠		9,000円	円
②第2学区	枠		8,000円	円
③第3学区ほか	枠		15,000円	円
④第4学区	枠		9,000円	円
⑤第5学区	枠		9,000円	円
⑥第6学区ほか	枠		13,000円	円
⑦鶴岡郊外地域	枠		15,000円	円
⑧藤島地域	枠		6,000円	円
⑨羽黒地域	枠		4,000円	円
⑩櫛引地域	枠		4,000円	円
⑪朝日地域	枠		3,000円	円
⑫温海地域	枠		5,000円	円
合計	枠			円

※①～⑫までの全ての区分に広告を掲載することも可能ですが、同じ区分で掲載可能な広告は2枠までとします。

※同じ区分で広告を2枠掲載する場合、広告枠をつなげて使用するかどうか、(ウ)に記載してください。縦につなげる場合は「縦」、横につなげる場合は「横」、つなげて使用しない場合は「結合しない」と記載してください。

2. 広告案（いずれかに○）

①正式な広告案を別添のとおり提出します	
②仮の広告案を別添のとおり提出します	
③令和5年度版カレンダーに掲載した広告と同様のため、添付を省略します	

※市で広告を作成することはできませんので、必ず広告案のデータのご提出をお願いします。

※広告案は、既定の寸法に則って作成をお願いします。

※②に○をつけた場合、令和5年11月17日（金）までに、正式な広告案を提出してください。

※③に○をつけた場合、令和4年度にご提出いただいた広告案のデータを使用させていただきます（令和5年度版のカレンダーの広告主に限りません）。